

MIRACLE LINUX サポート・サービス約款 変更点一覧

2026 年 10 月 1 日改定

・全体的な変更点

1. 契約当事者の呼称を、旧版の「甲・乙」 から、新版「お客様（契約者）・当社」に変更しました
2. 旧版の「第 2 章 年間サポート」を、新版では「第 2 章 サポート」に変更しました。

新版での条項	旧版での条項	変更点
第 1 条(約款の適用)	第 1 条(目的)第 1 項	軽微な文言の修正を行いました。
第 2 条(定義)	なし	「お客様」「契約者」「SLA」「サポート」の用語定義を新設しました。
第 3 条(契約の成立)	第 2 条(本契約の成立)	軽微な文言の修正を行いました。
第 4 条(契約の更新)	第 10 条(年間サポートの有効期間)第 2 項	「期間満了日までに更新の通知がない場合、契約が終了する」という条文を削除しました。
第 5 条(変更通知義務)	第 6 条(義務)	「甲から質問された問題の原因について調査等を行う必要がある場合、甲は乙に協力する」という調査協力義務の条項を削除しました。
第 6 条(約款の変更)	第 3 条(本サポートの内容)第 6 項	旧版では「随時合理的な範囲で変更できる」としていましたが、新版では「法令の規定に従い」「30 日の予告期間をおいて」変更通知する手続を明確化しました。
第 7 条(サポートの内容)	第 1 条(目的)第 2 項 第 3 条(本サポートの内容)第 1 項～第 4 項、第 6 項 第 5 条(責任と保証)第 1 項～第 3 項、第 5 項 第 7 条(アップデートサポート) 第 8 条(プロダクトサポート) 第 9 条(Standard サポート)	旧版にあった以下の制約・免責事項を削除しました。 ・サポート対象外判明時の提供中止および返金不可の規定 ・日本国内・日本語限定の規定 ・正規購入者の保証義務 ・データのバックアップ責任およびデータ喪失に関する免責事項 ・修正情報の提供 ・サポート対象製品の保証に関する免責事項
第 8 条(サポートの料金と支払い方法)	第 4 条(本サポートの料金) 第 11 条(年間サポート)	旧版にあった「最新の価格に基づく」「価格の提示義務」や「年間サポートの中途料金」に関する規定を削除しました。

	の中途料金)	
第 9 条(著作権) 第 10 条(知的財産権)	第 14 条(機密保持)第 1 項	サポートに基づく著作権・特許権等が当社に帰属する旨、および第三者の特許権侵害時の対応措置(代替品提供、返金等の規定)を新設しました。
第 11 条(秘密保持義務)	第 14 条(機密保持)第 2 項	旧版から詳細化され、秘密情報の定義、除外事由、ID 等の管理義務、複製等の禁止、公権力からの開示請求時の対応、返還・廃棄義務などを追加しました。
第 12 条(個人情報管理)	第 14 条(機密保持)第 3 項	個人情報の目的外利用禁止、ISMS 認証等と同等の体制構築義務、再委託先等への提供制限などを詳細に規定しました。
第 13 条(反社会的勢力の排除)	第 19 条(反社会的勢力の排除)	①契約者自身の「該当しないことの表明保証」や、下請・再委託先が該当した場合の契約解除義務を追加しました。 ②本条に基づく解除により当社に生じた損害に対する、契約者の損害賠償義務を追加しました。
第 14 条(損害賠償の範囲)	第 5 条(責任と保証)第 4 項	旧版では双務的(甲・乙双方が請求できる)な規定でしたが、新版では「当社が契約者に損害を与えた場合」の当社の賠償範囲と免責事項(間接損害等の免責)のみを規定する内容に変更しました。
第 15 条(遅延損害金)	なし	年 14.6%の割合による遅延損害金の規定を新設しました。
第 16 条(契約の解除)	第 12 条(契約の終了)	①「手形、小切手の不渡り処分」「法的整理、私的整理」など、解除事由をより具体的に詳細化しました。 ②契約者の契約解除により当社に生じた損害の賠償義務を明記しました。
第 17 条(存続条項)	なし	契約終了後も有効に存続する条項を新設しました。
第 18 条(譲渡の禁止)	第 13 条(譲渡制限)	旧版では「事前の書面による承認」があれば譲渡が可能でしたが、新版では例外なく譲渡を禁止しました。
第 19 条(不可抗力)	第 15 条(不可抗力免責)	不可抗力の事由に「地震、津波、疫病、テロリズム」などを追加し、不可抗力が 60 日以上継続した場合の相互解除権を新設しました。

第 20 条(輸出規制)	第 16 条(輸出規制)	軽微な文言の修正を行いました。
第 21 条(条項の分離性)	なし	一部無効時の分離性に関する規定を新設しました。
第 22 条(完全合意)	第 18 条(完全合意)	軽微な文言の修正を行いました。
第 23 条(準拠法及び合意管轄)	第 20 条(管轄)	日本国法を準拠法とする旨を追加しました。
第 24 条(協議)	第 17 条(協議)	軽微な文言の修正を行いました。